

改正

令和2年4月1日

令和4年3月16日訓令第10号

浸透層設置事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 圃場の生産基盤向上対策として、当該要綱の要件を満たす「浸透層」を設置する経営体に経費の一部を助成し、農業の生産性向上に寄与する。

(対象農地)

第2条 設置の対象とする農地は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 春先や降水時に圃場の低地に雨水等が滞留する農地
- (2) 周辺に明渠がなく排水処理が困難な農地
- (3) 低地にあり周辺の雨水等が滞留する農地

(補助要件)

第3条 当該事業の補助要件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 耕作の目的で使用する農地内に設置すること。
- (2) 自己所有地又は賃貸借地で耕作していること。(賃借地の場合は所有者の同意があること。)
- (3) 浸透層の適切な維持管理を行うこと。
- (4) 設置後5年間は、設置農地の転用を行わないこと。

(補助基準)

第4条 当該事業の補助基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助基準 事業費の2分の1以内とし、1基当たりの補助上限は30万円とする。(村及び農協で補助額1/2ずつ負担)
- (2) 浸透層の規格 次の基準規格に基づく設置物であること。
 - ア 幅2m、長さ5m、深さ1.5m以上のもの
 - イ 透水膜を使用する構造のもの(長期の浸透性や機能確保)
 - ウ 疎水材は、砂利又は火山灰とするもの
- (3) 除外経費 農業者が砂利等の資材を現物で支給する場合は、その分を補助基準事業費から控除する。
- (4) 設置基数 1経営体5基を補助上限とする。(令和4年度以降の元気な農業サポート事業(浸透層設置事業)、平成31年度以降の新・元気な畑づくり事業(浸透層設置事業)、平成28年度及び平成29年度の土地改良(圃場生産基盤向上対策)事業で設置した基数を含む。)
- (5) 補助対象外
 - ア 平成28年度及び平成29年度の土地改良(圃場生産基盤向上対策)事業及び本事業で過去に設置した浸透層の更新工事は対象としない。
 - イ 農地以外の土地への浸透層の設置工事は対象としない。

(施工事業者の指定)

第5条 当該事業を請負う施工事業者は、一部の資材調達を除き、村内に主たる事業所を有する者とする。

(申請手続等)

第6条 補助を受けようとする者は、浸透層設置事業実施計画承認申請書(第1号様式)に、関係種類を添えて申請するものとする。

2 村長は、前項に基づく申請を受けた場合に、補助の対象と認める者に対して、承認通知書（第2号様式）により、承認の決定を行うものとする。

（完了報告）

第7条 前条第2項で承認の決定を受けた者が当該事業を完了したときは、浸透層設置事業補助金交付申請書（第3号様式）に、関係書類を添えて報告するものとする。

（交付の決定）

第8条 前条による報告を受けた場合は、交付の可否を決定し、浸透層設置事業補助金交付決定兼額確定通知書（第4号様式）又は浸透層設置事業補助金不交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による交付決定をもって補助金の額を確定するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付の申請及び決定等に関し必要な事項は、中札内村補助金等交付規則（平成14年規則第21号）を準用する。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月16日訓令第10号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

浸透層設置事業実施計画承認申請書

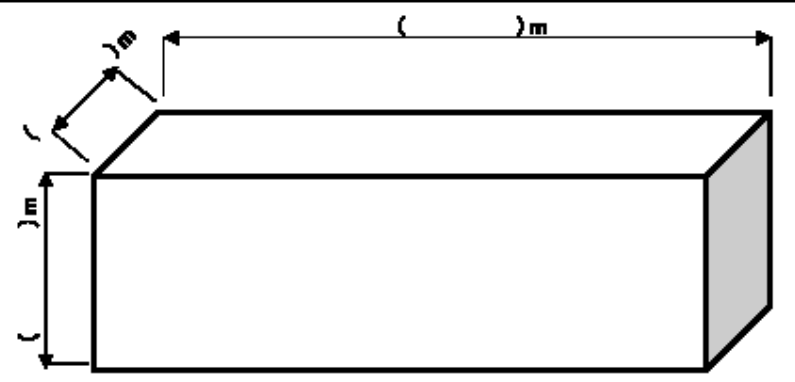
中札内村長 様

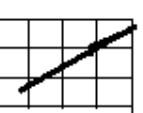
申請日 年 月 日

住所 中札内村

申請者

概算事業費 円

施工定規図	
	導水材（どちらかに○） ・火山灰 ・粒度調整材0～80mm級

位置図									
申請場所 : 中札内村									
施工予定時期 : 年 月頃									
村道 号	村道 号	村道 号	村道 号	村道 号	村道 号				
						東	線		
						西	線		
						東	線		
						西	線		
						東	線		
						西	線		

※設置位置に畑かん施設・導水管が入っていない ☐（チェックしてください）

同意書（農地が借地の場合）

上記の申請について、同意いたします。

住所 中札内村

土地所有者

承認通知書

中 産 業 号
年 月 日

様

中札内村長

年 月 日付けで申請のあった浸透層設置事業補助金交付申請については、申請内容のとおり承認し、補助事業等の成果を成し遂げたときは補助します。

ただし、浸透層設置事業補助金交付要綱を守らなければなりません。

第3号様式（第7条関係）

浸透層設置事業補助金交付申請書

年 月 日

中札内村長 様

申請者 中札内村

年 月 日付け中産業号指令で承認のあった浸透層設置事業補助金交付については、浸透層設置事業補助金交付要綱第7条に基づき、次の関係書類を添えて申請する。

記

1. 施工写真(別紙)
2. 領収書の写し
3. 公金支出口座振替申出書

金 _____ 円

申請者 _____

施 工 写 真

余 白

年 月 日

着工前

余 白

年 月 日

工事中間

余 白

年 月 日

完了時

第 4 号様式（第 8 条関係）

浸透層設置事業補助金交付決定兼額確定通知書

中産業第 号指令

年 月 日申請の 年度浸透層設置事業補助金（元気な農業サポート事業）に対し、
金 円を補助します。

年 月 日

住 所

氏 名

中札内村長

第 5 号様式（第 8 条関係）

浸透層設置事業補助金不交付決定通知書

中産業第 号指令

年 月 日申請の 年度浸透層設置事業補助金（元気な農業サポート事業）につい
ては、下記事由により交付できませんので通知します。

記

（事 由）